



出張業務を行う理容師・美容師のみなさまへ

Q. どのような場合に出張業務が行えるの？

A. 下記の①～⑤の場合にのみ、例外として出張業務を行うことができます。

- ① 疾病などの理由で、理容所・美容所に来ることができない場合
- ② 婚礼などの儀式に参列する方に対して、その直前に行う場合
- ③ 災害時の避難所等で行う場合
- ④ 社会福祉施設などの施設内で、入所している方に対して行う場合
- ⑤ 育児・介護により、理容所・美容所に来ることが著しく困難である場合

《出張業務の届出について》

理容所・美容所に従事していない理容師・美容師の方が出張業務を行う場合、**事前に保健所への届出が必要**です。

(※理容所・美容所に従事している方の出張業務については、届出不要です。)



《出張業務の届出先について》

愛媛県内において、**理容師・美容師の所在地**(管理施設が別にある場合は、**管理施設の所在地**)に**ある保健所**へご提出ください。

(※別途、出張業務先(愛媛県内に限る)にある保健所への届出は必要ありません。)

また、下記(1)(2)に該当する場合は、事前にご相談ください。

- (1) 愛媛県外で出張業務を行う場合
- (2) 自宅又は管理施設が県外の方で松山市内において出張業務を行う場合



届出提出



理容所・美容所に従事していない
理容師・美容師

- ① 理容師・美容師の所在地にある保健所
- ② 管理施設が①以外の所在地の場合、管理施設の所在地にある保健所

《出張業務記録について》

出張業務を行う際には、出張業務記録簿を作成し、記録を保存（2年間）しましょう。



《出張業務における衛生対策について》

通常の施術とは作業環境が異なりますので、より一層、衛生管理に注意しましょう。



携行品等

- ▶手洗いや器具の洗浄をするための石けんや消毒薬
- ▶洗浄・消毒済みの理美容器具類（布・タオル・ハサミ等）
- ▶使用前（洗浄・消毒済みのもの）と使用後の理美容器具類がそれぞれ区別して収納できる容器
- ▶救急処置に必要な薬品
- ▶毛髪を清掃する用具と、廃棄物用の容器
- ▶出張業務届出書の副本（返還届出書）
- ▶理容師・美容師免許証の本証又は写し



衛生措置

- ▶毛髪などはお客様ごとに清掃しましょう。
- ▶作業終了後は作業場を清掃し、廃棄物は持ち帰って処理しましょう。
- ▶感染症の疑いのある方などに理美容行為を行う場合は、マスクなどをして作業し、終了後の消毒を特に厳重に行いましょう。



お問い合わせ先

松山市保健所 1階 生活衛生課 生活衛生担当
〒790-0813 松山市萱町6丁目30-5
TEL：089-911-1807 FAX：089-923-6627

